

議案第75号

静岡市博物館条例の一部改正について

静岡市博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。